令和　8年　9月　9日

適合証明技術者登録事務所
新規登録予定事務所　　様

(一社) 秋田県建築士事務所協会
会　長　　村　田　　良　太

令和８年度「適合証明技術者登録」のお知らせ

「適合証明技術者登録」は、住宅金融支援機構のフラット３５（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、、住宅金融支援機構の基準に適合しているかどうかの判定業務を行うことのできる適合証明技術者を登録するものです。

※１　適合証明業務については、適合証明技術者のほか、住宅金融支援機構と協定を締結した民間の検査機関も業務を行うことができます。

※２　適合証明技術者は、中古住宅のみに関して物件検査を行うことができます。

※３　原則、スマートフォンを活用して調査を行います。

是非この機会に登録をされるようご案内致します。

記

[適合証明技術者登録の申込方法等]

１．登録申請者

建築士法第２３条の３に基づく建築士事務所登録をしている開設者

２．「適合証明技術者」として登録できる方の要件

登録申請予定の建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士であり、「適合証明技術者業務講習」を受講し、また既存住宅状況調査技術者資格を有する者

※１　ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。

※２　すべての二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士においては地上階数３以上の共同建ての住宅（マンション）に係る適合証明業務に関して、建築士法第３条の２及び第３条の３に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士及び木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。

※３　「住宅金融支援機構 フラット35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：https://www.kyj.jp）」（以下「支援情報サイト」という。）で適合証

明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX等）を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。

3．登録機関

（一社）日本建築士事務所協会連合会（登録機関事務局）、（公社）日本建築士会連合会

4．登録窓口（申込受付）

〒０１０－０９５１
（一社）秋田県建築士事務所協会
秋田市山王三丁目１－７　東カンビル　６Ｆ
TEL 018-865-1225　　FAX 018-865-1293

5．登録受付期間

令和８年９月２５日（金）～令和８年１０月２３日（金）
登録窓口で受付の場合は、平日の午前１０時より１１時３０分まで、午後は１時より４時まで受付いたします。
※午前１１時３０分より午後１時まで及び土曜、日曜、祝祭日の受付は行いません。
※郵送受付の場合は、１１０円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

6．講習の受講

登録予定建築士については、業務の重要性を十分認識していただくとともに、より的確に業務を行っていただくために、令和８年１１月１３日(金)開催の「適合証明技術者業務講習」を受講していただきます。

7．　講習受講対象者

建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有する者
※申請時に２０２７年４月１日以降有効な資格を有していなくとも構いません。ただし２０２７年４月１日から業務を行う場合、２０２６年度内に既存住宅状況調査技術者講習を終了し、資格取得後の書類を２０２７年２月までにご提出いただく必要があります。

8．登録証明書の交付

「適合証明技術者登録証明書」は、登録申請手続きと講習を受講された方へ登録機関事務局から２０２７年３月中旬以降、技術者宛てに簡易書留で郵送します。

9．登録有効期間

※既存住宅状況調査技術者の有効期限により異なります。

・有効期限が2028年3月31日の方：登録期間１年間（2027年4月1日～2028年3月31日）
・有効期限が2029年3月31日の方：登録期間２年間（2027年4月1日～2029年3月31日）
・有効期限が2030年3月31日の方：登録期間３年間（2027年4月1日～2030年3月31日）

１０．登録料

登録期間により異なります。
・登録期間１年間　7,700円（税込）
・登録期間２年間　15,400円（税込）
・登録期間３年間　23,100円（税込）

１１．登録申請時に必要な書類等

① 登録申請書
② 適合証明業務に関する確認書
③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
⑤ ２０２７年４月１日以降有効な既存住宅状況調査技術者修了証明書または資格者証の写し
※申請時に２０２７年４月１日以降有効な資格を有さない場合、資格取得後の上記書類を２０２７年２月末までにご提出ください。書類を確認できない場合、「適合証明技術者登録証明書」を交付できません。
⑥ 登録予定建築士の写真２枚（1枚は登録申請書貼付用、もう１枚は受講票貼付用）（無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（縦3.0cm、横2.4cm）で、６カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可）
⑦ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
⑧ 受講申込書
※①、②は同封しましたが、支援情報サイトにデータ入力可能な書式も掲載しています。なお、リノベ業務実施者の②は、別途メールで送付いたします。

１２．登録に要する費用

適合証明技術者１名につき登録に要する費用は以下の通りです。
①受講料　16,500円（税込・テキスト代を含む）
※受講されない場合においても返還いたしません。
③登録期間１年間(有効)期限が　２０２８年３月３１日の方　7,700円（税込み）
④登録期間２年間(有効)期限が　２０２９年３月３１日の方　15,400円（税込み）
⑤登録期間３年間(有効)期限が　２０３０年３月３１日の方　23,100円（税込み）

１３．その他

・適合証明業務開始日、適合証明業務システム利用開始日は、２０２７年４月１日です。

・登録申請以降、登録証明書交付前に登録情報が変更になった場合は、登録窓口でお手続きください。

・２０２７年４月１日以降に登録情報が変更になった場合は、速やかに登録窓口に変更届を提出してください。なお、変更届提出後、新たな登録証明書を発行するまで最長１カ月程度かかる場合があります。

・建築士法第23条の３による更新の登録を受けた時も、変更届を提出してください。